

はじめよう 自転車生活

自転車
愉快だ
宇都宮
UTSUNOMIYA

ID 1006116

5月は自転車月間です。平成29年5月に自転車活用推進法が施行され、5月が自転車月間、5月5日が自転車の日として定められました。本市では、「自転車のまち宇都宮」として、さまざまな取り組みを進めています。ぜひご活用ください。
 ④道路建設課 ☎(632)5322

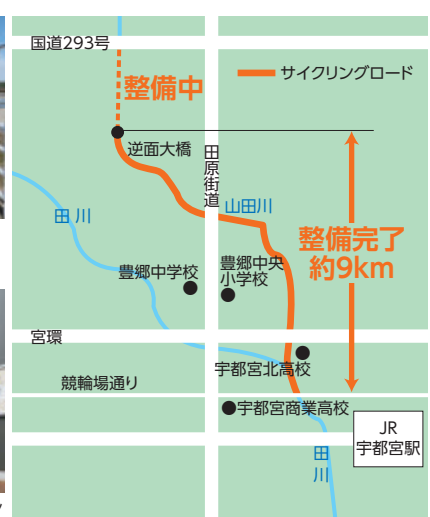


サイクリングロードを整備しています

本市では、レジャーなど多様な自転車利用を推進するため、河川沿いにサイクリングロードの整備を進めています。現在、山田川の河川堤防でサイクリングロードの整備を進めており、3月には、競輪場通りから逆面大橋まで約9kmがつながりました（右の図）。歩行者や車両なども利用しますので、十分注意し、安全走行でサイクリングを楽しんでください。



▲田川・山田川サイクリングロード



▲宮サイクルステーション

行ってみよう 宮サイクルステーション ID 1006124

スポーツバイクのレンタル、休憩スペースやシャワー・ロッカーの提供、スポーツバイクセミナーなどを実施し、さまざまな自転車利用をサポートしています。ぜひご活用ください。
 ④宮サイクルステーション ☎(627)3196

ご活用ください 自転車マップ

宇都宮ブリッツェンが監修を務めたルートなど、魅力的なサイクリングルートに掲載した、ポケットに入るサイズの便利なマップです。



▲市内版

1 市内版

宇都宮の観光スポットなどを自転車で巡る14本のサイクリングルート。

2 広域版(北西版・南西版)

美しい自然や景色を楽しみながら市内と県内観光地を自転車で巡る約90～



▲北西版

130kmの4本の周遊サイクリングルートや、ジャパンカップサイクルロードレースのコース。ただし、南西版は電子マップのみ。

■配布場所・取得場所

- ▼紙 道路建設課(市役所8階)・宮サイクルステーション(川向町)など。部数に限りがありますのでご了承ください。
- ▼電子 1 宇都宮まちかど情報マップ(☎ URL1) 2 「ルートラボ」(☎ URL2)。

新たに追加!



▲南西版



▲宇都宮まちかど情報マップ



▲ルートラボ

自転車走行空間

■自転車専用通行帯

普通自転車の通行専用の車道部分です。道路交通法に基づき、この道路では、自転車は通行帯の上を走らなくてはなりません。



また、他の車両は、道路外に出る、左折するなどを除き、この通行帯を通行することはできません。

■矢羽根型路面表示

矢羽根の形を路面に表示して、自転車の通行位置や通行方向を示したものです。

他の車両が当該部分を走行することを禁止したものではありませんが、自転車の安全を確保するために設けてありますので、自転車の進行を妨げないようにしてください。



自転車 自転車の駅

空気入れポンプなどを配備し、既存施設の機能と併せて自転車利用者をサポートする、休憩スポットです。公共施設、市内の観光施設、コンビニエンスストアなど、主要なサイクリングルート沿線の54カ所に設置しています。



自転車 サイクルアンドバスライド用駐輪場

「サイクルアンドバスライド」とは、自転車に乗ってバス停留所まで行き、バスに乗り換えること。本市では、バス停留所付近の公共施設や民間施設、歩道上などにおいて、駐輪場を整備しています。利用ルールやマナーを守って、ご利用ください。



自転車 自転車による交通事故防止 ⑩1016120

自転車を利用するときは、自転車安全利用五則を守り、安全に利用しましょう。

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行（路側帯も左側通行）
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ▼飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ▼夜間はライトを点灯
 - ▼交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用（本市では、高齢者のヘルメット着用も推奨しています）

自転車 自転車保険に加入しましょう ⑩1003496

自転車の交通事故の中には、自転車利用者が加害者となり、高額な賠償金を請求される場合があります（損害賠償金9,521万円、神戸地方裁判所、平成25年判決）。万が一の場合に備え、自転車損害賠償責任保険に加入することが大切です。

保険には自転車安全整備店で取り扱っている「TSマーク付帯保険」の他、すでに加入している自動車保険や火災保険などの特約で、自転車の交通事故に対応できるものもありますので、加入している保険会社に確認してみましょう。



5月11～20日は春の交通安全市民総ぐるみ運動

子どもも 高校生も 高齢者も みんなで交通事故のない 愉快なまちへ

⑩1003497

☎生活安心課 ☎(632)2264

5月11～20日は、春の交通安全市民総ぐるみ運動です。この機会に、6つの運動の重点を意識し、交通事故を未然に防ぎましょう。

1 子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

▼子どもの交通事故防止 全国で通学中の子どもが死傷する交通事故が発生しています。ドライバーは、スクールゾーンや通学路などを通行する際、安全な速度での運転を心掛けましょう。また、家庭内で交通安全について話し合ってみましょう。

▼高齢者の交通事故防止 高齢者が交通事故の加害者となるケースも発生しています。高齢者は、身体機能の変化を自覚し、時間と心に余裕を持った運転を心掛けましょう。

2 自転車の安全利用の推進 詳しくは、上の記事をご覧ください。

3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 シートベルトは、あなたや家族の大切な命を守る命綱です。自動車に乗るときは必ず後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを着用し、安全運転を心掛けましょう。

また、6歳未満の幼児を自動車に乗せる場合は、チャイルドシートの着用が義務付けられています。

乗車する子どもの体格に合わせたものを選び、座席にしっかり固定し、正しく着用しましょう。

4 飲酒運転の根絶 飲酒運転は、悲惨な重大事故を引き起こす悪質な犯罪行為です。飲酒運転を「しない・させない」を徹底しましょう。

5 「子どもや高齢者に優しい3S運動」の推進

「3S」とは、See（見る・発見する）・Slow（減速する）・Stop（止まる）の頭文字です。子どもや高齢者を見掛けたら、減速してその動きに注意するなど、思いやりのある運転と交通事故防止に努めましょう。

6 「夜間走行中の原則ハイビーム」の徹底 夕暮れ時の視認性低下による「見落とし」「発見の遅れ」を防止するため、前照灯を早期に点灯するとともに、夜間は交通量の多い市街地などを除き、原則ハイビームで走行して、歩行者などを少しでも早く発見できるようにしましょう。



■春の交通安全県民総ぐるみ運動オープニングセレモニー

- ▼日時 5月10日（金）午前11時20分～。
- ▼会場 オリオンスクエア。
- ▼内容 交通安全宣言などの式典など。